⑷　施工実績　平成14年度以降に元請としてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１、求める実績２及び求める実績３に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。)

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

求める実績１　鋼連続箱桁橋の工場製作

求める実績２　クレーンベント工法により架設した最大支間長90m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

求める実績３　鋼上部工又は鋼製橋脚で板厚50mm以上の鋼板を突合せによる現場溶接を行った工事（注：突合せ現場溶接の板厚は、突合せる２枚の鋼板の薄い方の板厚とする。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績１　鋼連続箱桁橋の工場製作

求める実績２　クレーンベント工法により架設した鋼箱桁橋の工事

求める実績３　鋼上部工又は鋼製橋脚で鋼板を突合せによる現場溶接を行った工事

⑸　配置予定の技術者等　常駐で配置する現場代理人及び専任で配置する主任（監理）技術者については、次に掲げる基準を満たす者とする。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働している期間（準備工の期間を含む。）とする。

①　現場代理人、主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお､恒常的雇用関係とは､技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②　技術資料の提出時に監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　技術資料の提出時に主任（監理）技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

④　主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する者を現場代理人として配置しなければならない。また、求める経験１、求める経験２及び求める実績３に対して提出できる工事経験は１名につき各々１件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、求めるすべての経験を同一の者が有する必要はない。(特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。ただし、現場代理人としての実績においては、この限りでない。)

⑤　複数の主任（監理）技術者を配置する場合で、製作工に係る工事の経験を有する主任（監理）技術者は、製作工が稼働している期間工場に配置するものとし、架設工及び溶接工に係る工事の経験を有する技術者は、工事現場が稼働している期間現場に配置するものとする。

求める経験１　鋼連続箱桁橋の工場製作

求める経験２　クレーンベント工法により架設した鋼箱桁橋の工事

求める実績３　鋼上部工又は鋼製橋脚で鋼板を突合せによる現場溶接を行った工事

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に､｢中日本高速道路株式会社工事･調査等の資格登録に関する要領｣に基づき､｢地域１｣において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合にあっては、各構成員が当該期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が本工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　施工技術競争型総合評価落札方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて技術提案書（ＶＥ提案及び施工計画提案資料をいう。以下同じ。)を提出し、技術提案プレゼンテーション前の指定日までに入札書（ＶＥ提案により施工しようとする場合で、ＶＥ提案が不採用となった場合において、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、ＶＥ提案に基づき施工する場合の入札書と標準案に基づき施工する場合の入札書の両方）を封書により提出する（入札書を２種類提出する場合には、別々の封書により提出すること。）その後、技術提案書の技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。)の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。

技術提案書に記載する内容の要件及び施工計画提案書の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。ＶＥ提案により施工しようとする場合は、ＶＥ提案に基づく施工計画提案資料を提出すること。なお、ＶＥ提案が不採用となった場合において、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案に基づく施工計画提案資料も併せて提出すること。ＶＥ提案がなく、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案に基づく施工計画提案資料を提出すること。

⑵　技術提案書に関する事項

１）ＶＥ提案は、工事目的物の変更を伴う提案、プレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことができない変更提案も可能とする。

２）ＶＥ提案の対象でない項目及び標準案に基づく施工計画提案資料については、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことができない変更提案は不適格とする。

⑶　技術提案書の記載に関する事項

１）ＶＥ提案について

①　ＶＥ提案を求める範囲は、鋼床版の耐疲労性向上に資する内容に限る。

それ以外の提案があった場合は、ＶＥ提案全体を認めないものとする。

ＶＥ提案について採否を判定する際の不採用案の例としては、下記の事例を想定している。

・下部工に影響が生じる提案（デッキ厚を変更するなど）